## 建設仮勘定の精算事務の不備

示する下記の内容を確認したところ、工事が完了し供用が開始されているにも関わらず、建酸仮勘定に計上されたままとなっていた。また、費用として計上すべきものが含まれていた。  「生度 契約名称 金額 資産計上すべき金額 資産計上すべき金額 日一般府道大阪羽曳野線地 302,400円 第3条 建設仮勘定に計上する全額は、人名財産要保拠表4「固定資産計上は、業務担当者が、建設仮勘定に基づる有形固定資産(土地を除く。)及び同条第6号に規定する方面に受産部計上したおればならない。第4条 建設仮勘定は計上する金額は、人名財産要領第4条及び第5条に規定するおい第2を失念したこと、及び費用を健阪勘定とは、生産要しなければならない。第4条 建設仮勘定の精算しなければならない。第4条 建設仮勘定の精算しなければならない。第4条 建設仮勘定の精算しなければならない。第4条 建設仮勘定の精算しなければならない。第4条 建設仮勘定の精算しなければならない。第4条 建設仮勘定の精算しなければならない。第4条 建設仮勘定の精算しなければならない。第4条 建設仮勘定の制度の額と同額の財産を公有財産対域に計上する表の制度の財産を公有財産計上できるの記録に対して申る課の対象に対してもいて、精修工事である。今後は、業務担当を表ので設める。第4条 建設仮勘定の制度の関係を表しなければならない。第4条 建設仮勘定の制算の規定の制度の対象に対して・対象の対象に対して・対象の対象に対して・対象の対象に対して・対象の対象に対して・対象の対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容
年度 契約名称 金額 計上すべき金額	<b>対象受検機関</b> 富田林土木事務 所	1 令和3年度の財務諸表(貸借対照表)において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、工事が完了し供用が開始されているにも関わらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。また、費用として計上すべきものが含まれていた。  年度 契約名称 金額 資産計上すべき金額 予定29年度 一般府道大阪羽曳野線地 302,400円 302,400円 302,400円 年度 契約名称 金額 費用計上すべき金額 予和2年度 一級河川天見川土質調査 4,750,000円 4,750,000円 2 道路防災工事について、工事完了後の事務処理誤りにより、資産と建設			用が開始されていていた。また、費用 資産計上すべき金額 302,400円 費用計上すべき金額 4,750,000円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定の計上) 第3条 建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第1号アに規定する有形固定資産(土地を除く。)、同条第2号アに規定する有形固定資産(土地を除く。)及び同条第6号に規定するソフトウェアとする。 2 建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表4「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。	日 130日 130日 130日 130日 130日 130日 130日 130
			一般国道371号道路防		計上すべき金額	<ul> <li>○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。</li> <li>○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳(公有財産システム)への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。</li> <li>○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改</li> </ul>	設仮勘定未精算一覧 を相互にチェックを 行った上で、建設仮 勘定取扱要領等につ いて正しく理解し、 適正な事務処理を行 う。